

入札参加者心得

本件一般競争入札に参加される際には、以下の条項に留意し、手違いによる誤りや書類不備等の欠格がないよう心得て参加すること。

記

(入札参加者の義務)

- 1 入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等を熟覧し、調達内容を確認の上、この心得書を熟読し入札しなければならない。
- 2 入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、別に示す方法で本機構に説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 4 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 5 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(競争入札の延期又は廃止)

- 6 本機構は、入札参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(代理人による入札)

- 7 入札参加者は、代理人をして入札させることができる。ただし、予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者を入札参加者の代理人とすることはできない。
- 8 代理人をして入札させる場合、入札参加者は委任状を提出するとともに、入札書に代理人の氏名を併せて記入及び押印させなければならない。
- 9 入札参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。

(入札書の作成)

- 10 入札参加者は、入札に際し、本機構の定める様式により、入札書を作成しなければならない。
- 11 前記 10 の入札書には、次の事項を記載すること。

- (1) 調達件名
 - (2) 入札金額（総価であること。）
 - (3) 提出年月日
 - (4) 入札参加者本人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、及び代表者の氏名）及び押印（登録印であること。法人にあつては代表者印。外国人の場合は署名でも可。以下同じ。）
 - (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、及び代表者の氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名及び押印
- 12 入札書は必ず封書に入れて密封し、その封皮（表面）に「案件名」及び氏名（法人の場合は名称又は商号）を記載すること。
- 13 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。
- 14 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

（入札の無効）

- 15 次の各号の一に該当する入札は、これを無効のものとして処理する。
- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者による入札
 - (2) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格を喪失した者による入札
 - (3) 競争入札に付される調達件名の表示、入札金額の記載のない入札書による入札
 - (4) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書等による入札
 - (5) 委任状の提出がない代理人による入札
 - (6) 同一の調達案件の競争入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者による入札
 - (7) 代理人が入札する場合における入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）による入札
 - (8) 競争入札に付される調達件名の表示に重大な誤りのある入札書等による入札
 - (9) 入札金額の記載が不明確な入札書による入札
 - (10) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書による入札
 - (11) 入札公告において示した入札書の受領期限までに入札公告に示した入札書等の提出場所へ到達しなかった入札書による入札
 - (12) 入札書等に虚偽の記載をしたものによる入札
 - (13) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者による入札

(14) その他入札に関する条件に違反した者による入札

(入札の辞退)

- 16 入札参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号により入札を辞退することができる。
- (1) 開札前には、別紙様式の辞退届を本機構に直接持参又は郵送（開札日の前日までに到達するものに限る。）することによる。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札関係職員に直接提出することによる。
- 17 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(開札)

- 18 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない本機構職員を立ち会わせてこれを行う。
- 19 開札は定時に行うので、入札参加者又はその代理人は定時の5分前までには入札公告に示した開札場所へ入場するよう留意しなければならない。

(開札会場での入退室及び禁止事項)

- 20 開札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記18の立会職員以外の者は入場することができない。ただし、入札参加者又はその代理人の申請により予め本機構がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。また、何れの場合においても、携帯電話・PHS等で外部と連絡をとることもできない。
- 21 入札参加者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- 22 入札参加者又はその代理人は、入札公告に示した開札の時刻以後においては、開札会場に入場することができない。
- 23 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札会場を退場することができない。
- 24 開札会場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札会場から退去させるものとする。
- 25 開札会場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札会場から退去させるものとする。

(再度入札)

- 26 開札をした場合において、競争加入者等のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、原則として競争加入者等の

すべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。なお、無効の入札を行った者は、これに参加することはできない。

- 27 直ちに行う再度の入札に際しては、本機構が定める様式により入札書を作成し、提出することとし、積算内訳書の提出は省略することができるものとする。ただし、再度の入札において落札者として決定した場合には、直ちに積算内訳書を本機構に提出するものとする。
- 28 再度の入札において参加の意思がない場合、入札参加者又はその代理人は前記 16 に示す方法により入札を辞退することができる。

(契約書の作成)

- 29 契約書を作成する場合においては、落札者は、本機構から交付された契約書案に記名押印し、本機構が別に通知する期間に契約書の取り交わしを行うものとする。

(落札者が契約書を締結しないとき)

- 30 本機構は、落札者が前記第 29 に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すことができるものとする。

(入札結果及び契約結果の公表)

- 31 本機構は独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）の対象となっているため、提出された入札書等は本機構の保有する法人文書として開示されることがあるので予め承知の上、入札に参加すること。
- 32 本機構が競争入札に付する案件の入札・落札情報については、本機構の契約事務取扱細則に基づきホームページ等で開示を行うので予め承知の上、入札に参加すること。

(入札に係る経費)

- 33 入札書等の作成及び提出に係る経費は、全て入札参加者の負担とする。

(異議の申立)

- 34 入札をした者は、入札後、この心得書、入札説明書、仕様書、契約書案等及び入札説明会での説明、質問への回答等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

以上